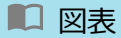


02-1 行政規則



図表

行政規則

	内容
意義	<p>行政機関が定める規範のうち、国民の権利義務に関わる法規としての性質を有しないものをいう。法規としての性格を有しないため、法律の根拠は不要である。</p> <p>行政規則は、通達、訓令、告示という形式で定められる。</p> <p>通達とは、上級行政機関が下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものをいう（国家行政組織法14条2項）。</p>
種類	<p>(1) 解釈基準 解釈基準とは、法令解釈の統一を図るために、上級行政機関が下級行政機関に対して、通達・訓令などによって示す法令解釈のための基準をいう。たとえば、税務行政の分野においては、課税要件や手続の基本は法律によって定められているが、実際の運用は、膨大な数の通達によって、詳細な解釈基準が示されている。</p> <p>(2) 裁量基準 裁量基準とは、行政庁が裁量処分を行う場合の内部基準をいう。 行政手続法は、「申請に対する処分」を行う場合には、裁量基準としての「審査基準」を作成し、原則として公にすることを義務づけ（行政手続法5条1項・3項）、「不利益処分」を行う場合には、「処分基準」を作成して、公にすることを努力義務としている（行政手続法12条1項）。 問題となるのは、裁量基準から逸脱した処分が行われた場合、当然違法となるかであるが、判例は、行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあっても、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するためのものであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として当不当の問題を生ずるとどまり、当然に違法となるものではないとしている（マククリーン事件 最大判昭53.10.4）。</p> <p>(3) 給付基準 給付基準とは、補助金などの交付基準を定めた内部基準をいう。給付基準は、行政の内部基準であるため、給付基準に基づき補助金等の申請をしても、法令に基づく申請には当たらない。 したがって、申請が拒否されたとしても、行政事件訴訟法の定める不作為の違法確認訴訟や義務付け訴訟を提起することはできない。</p> <p>(4) 行政指導指針 行政指導指針とは、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう（行政手続法2条8号二）。</p>

02-2 行政裁量

図表 行政裁量

	内 容
意 義	行政裁量とは、行政庁に与えられた独自の判断の余地のことをいう。行政事件訴訟法30条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる」と規定して、一定の場合、裁判所に対して、行政機関の判断の尊重を求めている。
種 類	(1) 要件裁量 要件裁量とは、法律要件の部分に、行政庁の自由な判断の余地を認めるものをいう。 (2) 効果裁量 効果裁量とは、法律効果の部分に、行政庁の自由な判断の余地を認めるものをいう。

判例 効果裁量

	神戸税関事件（最判昭52.12.20）
事 案	税関職員の下らは、組合活動において指導的役割を果たし、業務の処理を妨げたとして、懲戒免職処分を受けた。これに対して、下らは、この処分の無効確認と取消しを求めて出訴した。
争 点	公務員に対する懲戒処分の適否に関する裁判所の審査の方法とは。
判 旨	<p>国公法は、同法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒権者が、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかを決定するについては、公正であるべきこと（74条1項）を定め、平等取扱いの原則（27条）及び不利益取扱いの禁止（98条3項）に違反してはならないことを定めている以外に、具体的な基準を設けていない。</p> <p>したがって、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通暁し、都下職員の指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができないものといわなければならない。それ故、公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は、恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が右の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。</p> <p>したがって、裁判所が右の処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである。</p>

 図表 実体的統制

	判 例
事実誤認	判例は、「その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠く」場合に、裁量権の逸脱濫用になるとしている（マクリーン事件 最大判昭53.10.4）。
目的違反 動機違反	判例は、個室付浴場業の規制を主たる動機、目的とする知事の児童遊園設置認可処分は、行政権の濫用に相当する違法性があるとしている（余目町個室付浴場事件 最判昭53.6.16）。
信義則違反	判例は、外国人がした「短期滞在」の在留資格による在留期間の更新申請に対し、これを不許可とした処分は、右外国人の在留資格が変更された経緯を考慮していない点で、信義則上、裁量権の範囲を逸脱・濫用になるとしている（最判平8.7.2）。
平等原則違反	判例は、行政庁は、何れいわれがなく特定の個人を差別的に取り扱いこれに不利益を及ぼす自由を有するものではなく、この意味においては、行政庁の裁量権には一定の限界があるものとしている（最判昭30.6.24）。
比例原則違反	判例は、学校の規律や秩序の保持等の必要性和処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要するとして、比例原則を相当程度明確化した形で適用している（教職員国旗国歌訴訟（最判平24.1.16））。